

小金井市地域体制強化共同支援加算に係る取扱規定

1 趣旨

地域体制強化共同支援加算を算定できる場合について、次のとおり定義する。

2 加算算定できる場合

算定する指定相談支援事業所（障害児相談支援事業所を含む）は以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地域生活支援拠点等事業所として小金井市に登録されていること。
- (2) 加算算定に関する手続等を支援対象障害者（児）に説明し理解、同意を得ていること。
- (3) 保健、医療、福祉等のサービスに係る 3 者以上が関わる事案について、支援調整会議を開催すること。
- (4) 支援調整会議による情報共有及び支援内容の検討を踏まえ、支援対象者に対して、保健、医療、福祉等のサービスに係る 3 者以上と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を実施すること。
- (5) 支援調整会議の内容等について、「小金井市 地域体制強化共同支援加算 報告書兼記録書」を自立支援協議会に提出し相談支援部会に報告を行うこと。
- (6) 相談支援部会に報告終了後、必要事項を追記した「小金井市 地域体制強化共同支援加算 報告書兼記録書」を小金井市に提出した後、加算を請求すること。